## 春日井市下水道使用料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市下水道条例施行規程(平成28年春日井市上下水道 事業管理規程第1号。以下「施行規程」という。)第26条の2の規定による下水 道使用料の減免等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「使用実績汚水量」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 前年同時期の汚水量
  - (2) 前号によることができないときは、水道事業及び公共下水道事業の管理者 の権限を行う市長(以下単に「市長」という。)が汚水量が不明であると認 めた月の前4月間の平均汚水量
  - (3) 前2号のいずれかによることができないときは、市長が定める通常使用されると推定される汚水量

(使用料の減免)

- 第3条 施行規程第26条の2第1号の市長が必要と認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、下水道使用料の減免をするものとする。
  - (1) 水道メーターの取付け不良又は水道メーターユニオン部不良による漏水のとき。
  - (2) 給水装置のうち、地中に埋没した部分、建物の壁中若しくは床下及びそれ に類する部分の破損、腐食等による漏水のとき。
  - (3) 前各号に定めるもののほか、使用者に全額負担させることが不適当と認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、減免を行わない。
  - (1) 春日井市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年春日井市水道 事業管理規程第6号)に規定する指定給水装置工事事業者以外の者の工事 による場合。ただし、やむを得ない場合について、市長の検査を受けたと

きを除く。

- (2) 所有者又は使用者が漏水の事実を知りながら放置していた場合。
- (3) 給水装置の充分な管理を怠ったため又は故意と認められる場合。
- 3 第1項の規定により減免される下水道使用料は、水道メーターの点検によって算定された汚水量から計算される金額と、使用実績汚水量から計算された金額との差額とする。
- 4 第1項の下水道使用料の減免の期間は、4月を限度とする。

(使用料減免の申請)

- 第4条 施行規程第26条の2第1号の規定により下水道使用料の減免を受けようとする者は、水道料金等軽減申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、審査し、速やかにその適否を決定しな ければならない。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。